

市資機材整備(半額補助) 手続きの流れ

防災倉庫や消火器等、用地を占有する資機材等を購入・設置する場合や避難経路及び避難場所の整備の際に、看板等を設置する場合には添付してください。また、防災倉庫の購入・設置については、事前に建築指導課(電話番号:823-9470)にて建築確認の必要性等をご確認ください。

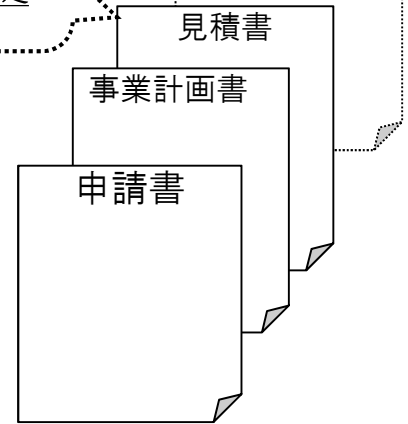
土地使用許可証、土地賃貸契約書の写し

1 「申請書」提出(締切:事業開始日の2週間前まで)

申請書に必要事項を記入し、見積書等の必要書類を添えて、地域防災推進課に提出してください。

▪電子メール添付やFAXによる提出○

およそ2週間後



2 「交付決定通知書」が到着

「交付決定通知書」が到着したら、申請した品物を購入できます。領収書・納品書を受け取る事で事業完了となります。※この補助金には「概算払」がありません。

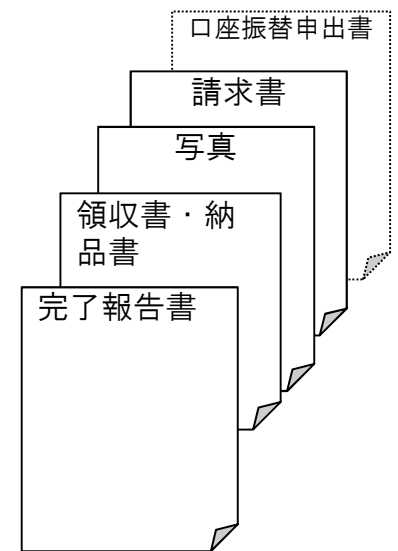


3 「完了報告書」等を提出

「完了報告書」に領収書、納品書、写真の必要書類を添えて地域防災推進課に提出してください。これと同時に、「請求書」及び「口座振替申出書」を提出することができます。

▪電子メール添付やFAXによる提出○

およそ3週間後



4 「確定通知書」が到着

「完了報告書」一式に不備がなければ、市から「確定通知書」をお送りします。



およそ1か月後

年度内に振込みを希望する場合は、2月中旬までに「完了報告書」等を提出していただく必要があります。

5 補助金振込

市が「請求書」及び「口座振替申出書」を受理した日(「完了報告書」と同時に提出されたときは、確定通知の文書日付を受理日とします)から起算して1か月以内に、指定の口座へ補助金が振り込まれます。